

同一労働同一賃金の

対応はお済みですか？



違反企業には

未払賃金
請求

採用活動で
不利に

企業イメージ
の低下

などのリスクがあります

最高裁で判例

が出たのをご存じですか？

	大阪医科薬科大学事件	メトロコマース事件	日本郵便事件
争点	賞与の支給	退職金の請求	扶養手当・休暇等
概要	秘書業務に従事するアルバイト職員が、正社員との待遇の不合理的格差是正を求めた裁判。同大学は正社員に対して賞与を一律支給しており、アルバイト職員に対して賞与を支給しない結果、収入は55%程度あった。	東京メトロの子会社であるメトロコマースで、売店勤務の契約社員として勤務する4人が退職金の不支給は正社員の待遇格差は不当として訴えた。	集配・出荷業務などの契約社員が、正社員と同じ仕事内容にもかかわらず、手当など労働条件の格差は違法として訴えた。
判決	企業側勝訴	企業側勝訴	従業員側勝訴

詳しくは裏面へ

同一労働同一賃金とは？

「働き方改革」によりパートタイム・有期雇用労働法が施行され、2020年4月から正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止となりました。実現すれば非正規雇用労働者にとって賃金が上がる可能性がある法案で、テレワークなどの多様な働き方に対応できると期待されています。



1. 不合理な待遇差を解消するための規定の整備
2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
3. 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）の規定の整備

NG事例

正社員Aさん (Regular Employee A) vs **派遣社員Bさん** (Part-time Employee B)

同じ業務内容 (Same job content)

給与高 (High pay) vs 給与低 (Low pay)

交通費支給 (Transportation fee provided) vs 交通費支給なし (No transportation fee provided)

社員食堂利用可能 (Canteen use possible) vs 社員食堂利用不可 (Canteen use not possible)

NG事例

- NG 新人正社員のAさんと長年勤務しているパートのBさんは、Bさんのほうがスキルが高いが給与はAさんのほうが高い
- NG 交通費は正社員のみを支給し、非正規労働社員には支給しない
- NG 社員食堂は正社員のみが利用可能で、非正規労働者員は使用が禁止されている

当事務所の同一労働同一賃金対策の流れ



(※) 企業の規模や状況によって変わります。詳しくはお問い合わせください

はまぐち総合法務事務所では、**会社の体制に合わせた「同一労働同一賃金」の仕組みづくり**をサポートしています。少しでも不安なことがあればぜひともご相談ください。

お問い合わせ



011-738-2255



助成金・給与労務手続きセンター™



社労士・行政書士

はまぐち総合法務事務所

TEL : 011-738-2255

FAX : 011-738-2256

〒060-806 札幌市北区北6条西6丁目2 福德ビル3F
オンライン面談システムも完備！(bellFace)